

『日本外交文書』概要

「日華平和条約」

『日本外交文書』は、戦後期について、「サンフランシスコ平和条約」シリーズ（全三巻）、「占領期」シリーズ（全三巻及び関係調書集）、「国際連合への加盟」を刊行済みである。これらの既刊につづく本書は、外交史料館が所蔵する「特定歴史公文書等」から、日華平和条約の締結交渉および同条約に関連した実務協定交渉に関する主要な関係文書を選定し、編纂・刊行した。

本書の採録文書数は計三三〇文書、本文六二七頁、日付索引を含めた総ページ数は六七七頁である。本書の刊行で『日本外交文書』の通算刊行冊数は二二二冊となった。

一、本巻の構成

本巻の掲載事項（目次）は次のとおり。

- 一 中国問題に関する吉田書簡
- 二 河田全権委員の派遣をめぐる折衝
- 三 双方による条約案の提示（二月一八日～三月一九日）

- 四 条文をめぐる応酬（三月一九日～四月一七日）
- 五 最終合意の成立（四月一七日～二八日）
- 六 調印・発効
- 七 平和条約に関連した実務協定交渉

- 1 通商関係
- 2 海運問題
- 3 漁業問題
- 4 航空連絡問題

日本外交文書 日華平和条約 日付索引

二、本巻の概要

一 中国問題に関する吉田書簡

一九五一年（昭和二六年）一二月に来日したダレス米国特使の主任務は、米国議会における対日平和条約の批准を促進するため、日本政府が中国との講和問題に関して、当時国連に議席を有していた中華民

国政府（台湾）と交渉する意思があるかを確認することであった。ダレスの打診に対し、吉田総理は原則として異存はないと回答し、協議の結果、吉田総理からダレス特使宛の書簡（いわゆる「吉田書簡」）が作成され、一二月二四日付で発出された。

吉田書簡には、「わが政府は、法律的に可能となり次第、中国国民政府が希望するならば、これとの間に、かの多数国間平和条約に示された諸原則に従って両政府の間に正常な関係を再建する条約を締結する用意があります。この条約の条項は、中華民国に関しては、中国国民政府の現実の支配下に現にあり又は今後入るべき領域について適用あるものであります。われわれは、中国国民政府とこの問題をすみやかに探究する所存であります」と記されていた。

この書簡は、米国上院外交委員会における対日平和条約の審議開始にあわせて、一九五二年一月一五日（日本時間では一六日正午）に公表された。

なお、日本政府はサンフランシスコでの平和会議直後の一九五一年九月一九日、駐日中国代表団に対し書面をもって台北への在外事務所設置につき了承を求め、同二七日にその同意を得た。同年一月一七日、台北に在外事務所が開設され、一二月上旬、初代事務所長として木村四郎七が着任した。

（採録文書数18文書）

二 河田全権委員の派遣をめぐる折衝

台湾の中華民国政府は、吉田書簡を歓迎し、直ちに条約締結交渉を開始したいと日本政府に申し入れてきた。日本側は一九五二年一月二六日、条約交渉の全権として河田烈の派遣を同政府へ内報した。日本側は全権派遣の目的を「桑港平和条約の諸原則に基づき国民政府との間に戦争状態を終結し、懸案を解決するための条約締結交渉」にあると説明したが、中国側は、吉田総理が一月下旬、議會答弁で上海への在外事務所設立などについて言及したことに不満感を示し、結ばれる条約の名称は「平和条約」でなければならないと主張した。

日本側には「平和」という字句を使用すれば中国全般の關係に及ぶと解され、吉田書簡と異なる性質となるとの懸念があり、中国側へ河田全権派遣の了解を正式に求めた吉田総理から駐日中国代表への書簡（一月三一日付）にも「平和条約」の名称は明示しなかった。中国側は二月四日付の返書において河田全権の派遣を応諾したが、その後も「平和条約」という名称に固執したため、二月一三日に木村事務所長が葉外交部長と会談し、河田全権には平和条約の交渉権限がある旨を口頭で説明した。

これに対し中国側は二月一四日、交渉権限を示す書面を河田全権が台北に携行し、全権委任状の認証の際に提示するよう求めた。日本側はそのような要求には応じがたいと回答したが、河田全権の出発ぎりぎりまで検討を重ねた。その一方でシーボルド米国大使を通じて米国の事情を通報し、些細な点に拘泥せずに交渉を開始するよう中国側への仲介を依頼した。ランキン駐華公使が葉外交部長と会談したことが、

米国側から二月一六日午後五時三〇分に伝えられると、同日午後九時、河田全権は台北へ向け出発した。

(採録文書数43文書)

三 双方による条約案の提示(二月一八日～三月一九日)

条約交渉は二月一八日の第一回非公式会議から始まった。二月一九日、全権委任状の認証に際して、全権の権限に関する双方の立場を示した合意文書を取り交わし、権限問題は決着をみた。

二月二〇日の第一回正式会議において中国側は条約案を提起した。この第一次中国案は二二条からなる長文のもので、サンフランシスコ平和条約にならって、中国に直接関係ない条項や賠償、戦争犯罪人等に関する条項を含んでいた。日本側は、用意していた簡潔な六条案に比して懸隔があまりに大きいことから、まずは非公式会談を重ね、意見交換に努めることとした。

非公式会談では、日本側は基本的立場として、(一)条約は両国の戦争状態を終結して国交を回復することを目的とする簡潔なものであること、(二)双務的であること、(三)吉田書簡の線に沿うべきこと、の三点を堅持し、台湾の中華民国政府を一つの政府として取扱い、大陸関係問題を明示しないという方針で臨んだ。一方、中国側は、(一)国民政府が中国の正統政府であること、(二)サンフランシスコ平和条約の連合国と同等の待遇を受けること、(三)条約の名称を平和条約とすべきこと等の立場を主張した。

第二回正式会議は、日本側が平和条約の名称使用を暫定的に認めることで、ようやく三月一日に開催された。ここで日本側は全六条の条約案を提出し、その後、双方は条約案の逐条審議に入った。逐条審議は三月七日午後に終了した。

日本政府は三月七日、吉田書簡に基づくわが方立場にもとらぬ限り中国側の意向を充分織り込んで円満妥結に到達するよう努力すべき旨を河田全権に訓令した。この訓令を受けた河田全権は三月一〇日、平和条約の名称使用を正式に認める旨を葉部長に通報した。

また倭島英二アジア局長が台湾に赴き、日本政府の意向を全権団に伝達した上で、三月一二日、日本側は一二条の条約案と交換公文案からなる第二次提案を行った。新提案の主眼点は、(一)中華民国は賠償請求権をすべて放棄すること、(二)戦争犯罪条項は削除すること、(三)適用範囲については中華民国政府が現に支配し、又は今後支配すべき地域に限る旨の規定を交換公文に入れること、(四)両国間の問題でサンフランシスコ平和条約の諸原則を適用することによって解決可能なものは、右原則に沿って処理する旨の規定を交換公文に入れること等であった。

中国側は、十分研究した上で回答すると答え、(一)賠償は他の連合国並みの待遇を得たいこと、(二)適用範囲の規定のワーディングに不満なこと、(三)中国案第二二条(将来日本が他の連合国に与える待遇に均霑しうるとの規定)を条約の本条として認めること、の三点を申し述べた。

（採録文書数33文書）

なお、本項目の末尾に参考として、在台北在外事務所が作成した「日華条約交渉日誌（三月一七日まで）」を採録した。

四 条文をめぐる応酬（三月一九日～四月一七日）

中国側は新提案を受領したまま、沈黙を守っていたが、米国上院の対日平和条約批准の動き、日本側の態度などを勘案し、三月二一日、条約本文と議定書一、交換公文一からなる中国側第二次提案を行った。この提案は日本側第二次案を骨子とし、これに中国側第一次案第二二条の受益規定を加え、役務賠償放棄の規定と通商条項を議定書に落し、適用範囲の規定を交換公文としたものであった。中国側は提案に当たり、これ以上の譲歩は行うことができない旨を示唆した。その後、交渉を重ねた結果、妥結案ができあがり、日本側全権団は三月二五日、政府に対して同案での妥結について請訓した。

日本政府はこの請訓案に関して検討したが、交渉の基調である吉田書簡の線をなお逸脱している規定（受益規定、賠償規定、適用範囲、戦争始期、協力政権財産及び在華日本外交機関財産等）があるため、三月二七日、イギリスとの関係も顧慮して、大陸関係事項を排除するよう詳細な回訓を送った。全権団は回訓に基づいて第三次案を作成し、中国側に手交したが、中国側は失望の色を示し、その後しばらく回答を返さなかった。

四月二日に至り、中国側は日本側提案に対する詳細な覚書を手交し

た。日本政府はこの覚書に見られる先方の態度とそれまでの交渉経過とに鑑み、中国側が大陸関係事項の明示を依然として固執するのであれば、一切大陸事項に触れない案文を考慮せざるを得ないと考えた。そこで四月四日、新案文に関する訓令を送り、なおかつ新案文の重要性を考慮して、倭島局長を再度台北に派遣して政府の意向を伝達することとし、同局長は翌五日、台北に出発した。

全権団は倭島局長から政府の意向を聴取した結果、直ちに新案文に関する提案を行わず、従来の条約案を修正した案で中国側を納得させる方針を固め、交渉を継続した。その結果、四月一六日に一四条の条約案、議定書一（受益規定の適用上の注意点及び通商条項）、交換公文四（適用範囲、航空暫定措置、拿捕船処分、協力政権財産処分）、四項目の議事録（役務賠償放棄、通商関係、在華日本外交機関財産処分）、及び戦争犯罪人に関する規定を除去することへの感謝表明等よりなる成案につき両全権間で非公式に了解点に到達した。よって全権団はこの案で承認を得たき旨を政府に請訓した。

（採録文書数31文書）

なお、本項目の末尾に参考として、在台北在外事務所が作成した「日華条約交渉日誌」のうち、一九五二年三月一七日から四月一六日の部分を採録した。

五 最終合意の成立（四月一七日～二八日）

日本政府は、請訓案が最終的な色彩が濃く、河田全権が内諾を与

えている事情も考慮したが、(一) 吉田書簡の文字を変更している部分があり、(二) 交換公文及び議事録中におお大陸関係事項が明示しており(協力政権及び在華外交機関関係の財産処分)、(三) 一部に字句の修正又は追加の必要があることから、条約文と議定書はそのままで異存ないが、(一)と(二)については条文を日本側提案のとおりとし、議事録に双方の主張を留めおくことで妥結するよう回訓した。

その後の字句修正交渉で中国側が固執したのは次の三点であった。すなわち、第一は条約の適用範囲に関する交換公文中、「現に支配し又は今後支配する」の「又は」を「且つ」と変更すること、第二は議事録に満州国や汪政権などのいわゆる協力政権の在日財産を中華民国政府に引渡すと明記すること、第三は在華旧日本外交機関の財産をサンフランシスコ平和条約第一四条(a)2の除外例としないことを議事録で明らかにすること、つまりこれら財産を中華民国政府に引渡すことの三点にあった。

中国側は第一の問題については、「又は」という表現では将来中華民国政府が大陸に支配力を及ぼし台湾より離れた場合にこの条約が台湾に適用されなくなるのではないかとの懸念をもったのであるが、日本側はその懸念が杞憂であることを縷々説明し、「又は」を「且つ」と変更することは、吉田書簡の文字の変更となり、日本として受け入れがたいとの立場を堅持した。結局、交換公文では日本側の主張通り表現を変更せず、議事録の中で「又は」という字句を「且つ」の意味を有しうるものと述べることで了解が成立した。

第二の協力政権財産の処分については、中国側は正統政府としての立場を維持するため、右財産の承継者としてこれを自己に引渡すべき旨を議事録に明記することを強く要求し、交渉の最大難問となった。日本側は財産処分そのものに関心があるのではなく、協力政権の問題は中国本土に関係した問題で、台湾のみに支配力を有する中華民国政府との間の条約で今日これを明記することは適当ではないとの観点から反対した。結局、両当事国間の合意ができたときに引渡しうる旨を議事録中に陳述することで合意が成立した。

第三の在華外交機関の財産処分については、日本側は協力政権問題と同じく大陸関係事項として議事録中に右財産の処分に関する陳述を入れることに反対した。しかし交渉の最終段階において、これは解釈に関する陳述であって、財産の処分に直接触れるものでないと考え方を整理し、条約締結を促進するため、議事録中に右解釈を述べることに同意を与えて了解が成立した。

(採録文書数33文書)

なお、本項目の末尾に参考として、在台北在外事務所が作成した「日華条約交渉日記」のうち、一九五二年四月一七日から四月二八日の部分を採録した。

六 調印・発効

こうして交渉は意見が完全に一致し、四月二八日、対日平和条約発効に先立つ午後三時三〇分、一四条の条約、議定書一、交換公文三、

合意議事録に対し署名が行われた。その後八月五日、台北において日華平和条約の批准書が交換され、ここに条約の発効に至った。当初、中国側は批准書交換に際しては付属文書すべてを含むこととしたいとの希望を表明したが、日本側は先例に従い、条約と議定書のみ批准書の交換を行うべきと主張し、そのように執り行われた。

また条約発効に伴い、日華双方は大使交換を行うこととなり、日本側は発効直後に政令により大使館を設置し、木村事務所長を臨時代理大使に任命することとした。中国側は七月一七日、初代大使として董顕光の任命内定とともに、張群総統府秘書長を蒋介石総統の個人的特使として日本へ派遣する旨を通報してきた。日本側が調べたところでは、蒋介石は再三にわたり張群に大使就任を慫慂したが、張が固辞したため、自由な立場から日本側と話し合いをする目的で渡日することとなったという。日本側では、平和条約で規定された実務協定に関する交渉の見通しや経済協力関係の樹立につき話し合いを行うべく準備を進めた(張群は八月二日～九月二日の間、日本滞在)。

(採録文書数31文書)

なお、本項目の末尾に参考として、外務省が作成した「日本国と中華民国との間の平和条約の説明書」を採録した。

七 平和条約に関連した実務協定交渉

日華平和条約では、調印後に締結に努めるものとして、第七条で通商条約または通商協定を、第八条で民間航空運送協定を、第九条で漁

業協定がそれぞれ挙げられている。これら関連の諸交渉は平和条約締結後に行われた。このような日華平和条約に関連した実務協定交渉を四項目に分けて関係文書を採録した。

1 通商関係

日台間の通商関係は、占領下の一九五〇年九月六日、GHQと中国代表間に貿易協定と支払い協定が成立し、これによって規定されていた。これら協定はサンフランシスコ平和条約の発効と同時に失効するため、一九五二年四月二四日、日中間で書簡を交換し、将来新たな通商協定を締結するまで現行協定の規定に準拠して律すべきことで合意した。

日本側では協定そのものに大きな不満はなかったが、貿易協定に付属する貿易計画については、台湾産品の輸入価格が国際価格よりもかなり割高であることや、輸出入の船積み指定権を事実上中国側が独占していることにつき、協定の改定交渉においては是正を求めた。改定交渉は難航し、ようやく一九五三年六月一三日、新しい貿易取極・支払い取極が成立し、新貿易計画の中で海運の契約自由が規定された。しかし、実際にはその後も中国側による海運独占が継続されたため、日本側は一九五三年から五四年にかけて、台湾糖や台湾米の輸入をめぐる交渉において、購入価格の引き下げとともに輸送における海運の平等を提起し、中国側が海運問題は貿易交渉と切り離して別途協議したいと申し出たことから、一九五四年一二月から翌年一月にかけて台北

で海運会議が開かれることとなった（同会議を含む海運問題の關係文書は「2 海運問題」で採録）。

一方、日華平和条約の不可分の一部をなす議定書の第二項では、平和条約発効後一年間、両国間の通商航海關係を規律すべき取極が定められたが、一年後の期日が迫っても、これに代わるべき通商航海条約は締結交渉すら開始されなかった。日本側では議定書の取極について著しく不便な点は認めなかったが、今後益々進展すべき日華經濟關係一般を規定するためには簡略に過ぎるので、新たな通商航海条約の締結が必要であるとの意見であった。しかし新条約の締結交渉には相당한時日を要すべく、その間に議定書の取極が失効し、無協定状態となれば、日華經濟關係に甚大な支障を生ずることを懸念し、中国政府に対し通商航海条約の締結交渉開始と、右条約締結まで現行取極を延長することを申入れた。交渉の結果、一九五三年七月一八日、議定書第二項の効力延長に関する議定書が調印された。

（採録文書数56文書）

2 海運問題

前述のように、日台間の海運は占領下で成立した貿易協定によって中国側の独占状態にあったが、日華平和条約の成立を機に、日本側は対等な關係を求めてその是正に努めた。一九五三年三月の台湾糖の輸入交渉では、定期航路の砂糖積載船につき日本側四〇％で合意し、不定期船の比率でも日本側三〇％となった。

さらに一九五四年夏の台湾米の輸入交渉において、日本側は海運平等を提起し、中国側が海運問題は貿易交渉と切り離して別途協議したいと申し出たことから、一九五四年二月から翌年一月にかけて台北で海運会議が開かれた。その結果、一九五五年一月七日に日華海運に関する覚書が調印され、定期航路は原則平等、不定期船はコメ五対五、それ以外は四対六と取り決めた。

（採録文書数33文書）

3 漁業問題

一九五二年四月にマッカーサー・ラインが撤廃されると、日本の漁船による台湾近海への出漁が増大した。これに対し中国外交部から、台湾沿海は軍事的理由から禁漁区域となっており、日本漁船の同区域への出漁は警戒中の中国海軍と問題を起すおそれがあるのみならず、触雷の危険もあるので、日本政府から当業者に注意ありたき旨申し越しがあつた。

日本側は五月一九日、「国民政府が交戦権に基づいて台湾沿海に禁漁区域を設けることは、右区域が公海に及ぶものである限り、国際法上、わが国はこれを認めることはできないが、平和条約調印済みの今日でもあり、その軍事的要請も了解できるので、わが方としては法律上の問題は別として、關係の水域に出漁する漁船について事実上必要な自制措置をとる等を研究する用意がある。ただし中国側が、この種の区域を今後恣意的かつ無制限に拡大することは他国との關係悪化の

みならず、わが国の重要産業たる漁業を著しく制限することにもなるから、右区域は軍事上の最小限度に限られるべきである」と回答した。

一方、一九五二年一月に吉田書簡が公表されると日華両政府間に経済合作の気運が醸成され、日本側では合作の最初の事例として漁業合作を重視し、関係省庁や当業者による準備委員会を立ち上げた。その上で一九五二年五月二十八日、岡崎外相から台北の木村事務所長に対し、中国側の意向を確認するよう訓令が出された。この訓令では漁業合作と平行して漁業協定の締結も進める方針で、協定は漁業の制限よりも漁業発展を図るための合作を中核とし、これに公海漁業の自由原則や漁業資源の保存のための必要措置などを加えたものとしたとの考えが示された。

この訓令に対する木村所長の報告によると、中国側には対日経済合作への懐疑心が強く、漁獲増産の観点から合作に積極的な米国側とも良好な関係にはなく、漁業協定については外交部がようやく検討を開始したばかりで、合作も協定も時期尚早との観測であった。七月には米国MSA使節団の来日を機に、日華双方の当業者が話し合いをもったが、実利の少ない合作に日本側当業者はあまり乗り気ではなく、その後、合作の話は立ち消えとなっていた。また協定交渉についても、一九五三年六月、中国大使館員の内話から中国側に漁業協定を締結する意向が当面ないことが明らかとなった。

また、終戦後に中華民国当局が拿捕・抑留した日本の漁船は、一九五二年五月現在で合計五三隻(四八八七トン)、うち返還された

もの二二隻(二〇二三トン)、未返還のもの二九隻(二六八八トン)、沈没したもの二隻(一七六トン)と推定されていた。日本側は日華平和条約交渉の際にこれら漁船の返還・賠償を重視し、平和条約の付属交換公文において、これら漁船に関する日本側の請求権が、サンフランシスコ平和条約の締結前にGHQ及び日本政府を一方とし中華民国政府を他方とする交渉の主題となっていたことを確認し、今後この交渉を継続して、日華平和条約の規定とは無関係に解決することで合意をみていた。

一九五三年八月二七日、日本側は交渉開始を申し入れたが、中国側は事実調査を行いたいとして直ちには交渉に応じず、日本側の再三の督促にも準備が整わないと回答した。同年十二月、日本側は口上書をもって交渉開始につき具体的討議を申し入れたが、中国側はこれに何ら回答しなかった。芳沢大使は一九五四年九月一四日付の公信で、金門島での戦闘や逼迫する台湾財政に鑑み、当分の間、本件解決は困難との見通しを報告した。

(採録文書数31文書)

4 航空連絡問題

一九五二年九月、日本は日華平和条約に基づき、航空協定の締結交渉開始を中国へ申し入れた。これに対し中国側は一九五三年二月、日本が希望するような詳細な規定を定めた正式協定ではなく、交換公文の形式による簡単な暫定取極としたとの意向を内示してきた。日本

側はこの希望を容れて、まずは簡単な暫定取極を結んで台湾乗り入れを可能にし、その後に正式協定の締結を図るとの方針で臨むこととし、同年八月二十七日に第一回の非公式交渉が東京で開催された。その後、交渉が進められ、一九五四年秋にはほぼ合意に達し、さらに細部を詰めた上で、一九五五年三月十五日、航空業務に関する交換公文が成立した。

(採録文書数21文書)

三、使用記録

A.1.2.1.7 「日本・中華民国間外交関係雑件」第一巻

A.1.6.1.2.1-1 「アジア諸国特派使節及び親善使節団本邦訪問関係雑件

中華民国の部 張群総統府秘書長関係」第一巻

B.4.0.0.3 「第三次ダレス来訪関係（中国問題等に関する本邦首相とダレスとの会談関係）」

B.4.1.2.3 「日華平和条約関係一件」第一、二、四、五、七、八巻

B.4.1.2.3.2 「日華平和条約関係一件 人事関係」

B.4.1.2.3.3 「日華平和条約関係一件 付属議定書第二項関係」第一巻

B.4.1.2.3.4 「日華平和条約関係一件 新聞論調、新聞切抜」

B.5.2.0.J/C(N)1 「日華貿易及び支払取極関係一件」第一～五巻

B.5.4.0.J/C(N)1 「日華民間航空運送協定関係一件」第一～二巻

B.5.4.0.J/C(N)2 「日華海運に関する覚書関係一件」

E.2.1.1.5.2.1 「本邦対中華民国貿易関係雑件 農林畜産物取引関係米穀関係」第一巻

E.2.1.1.5 「日華漁業合作関係一件」

E.2.1.1.7 「中華民国官憲による本邦漁船拿捕抑留関係雑件」第一～四巻

E.2.1.1.8 「本邦対中華民国水産業関係雑件」

F.1.1.0.3.1-1 「本邦対諸外国間海運関係 アジア・太平洋の部 中華民国関係」

F.1.3.0.2.1 「本邦・諸外国間航空事業関係 対アジア諸国の部」

M.1.3.2.5.3 「在外本邦公館設置関係雑件 アジア・大洋州地域の部」第一巻